

第1章 調査研究の背景と目的

平成12（2000）年12月に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、平成14（2002）年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定された。基本計画においては、人権の大切さについて理解を深める教育の取組や、重要な人権課題（女性、子ども、障害者、高齢者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、犯罪被害者等インターネットによる人権侵害など）に対する教育の取組について盛り込まれている。特に社会教育分野では、生涯の各時期に応じ、各人の自発的意志に基づき、人権に関する学習ができるよう、公民館などの社会教育施設を中心に学級・講座の開設や交流活動など人権に関する多様な学習機会が提供されてきた。

栃木県教育委員会は、平成13（2001）年11月に決定した「栃木県人権教育基本方針」に基づき、平成15（2003）年4月施行の「栃木県人権尊重の社会づくり条例」及び「栃木県人権施策推進基本計画（2016～2025）」等を踏まえ、県内全ての学校、全ての地域において人権尊重の精神の涵養を目的に、人権教育を積極的に推進してきた。

これまで人権に関する各般の施策が講じられてきたが、今日においても、生命・身体の安全に関わる事象や、社会的身分、門地、人種、信条、性別、障害等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在し、昨今の社会の急激な変化による価値観の変化に伴い、新たな人権問題も生じている。

栃木県では、「人権が尊重される平和で豊かな社会の実現」を目指して、様々な人権に関する施策に取り組んでおり、令和3年には「人権に関する県民意識調査」を実施した。調査結果を見ると、基本的人権の尊重について、「尊重されている」「ある程度尊重されている」を合わせた『尊重されている』は63.7%となっている。また、自分の人権を「侵害されたことがある」と答えた方は26.5%となっていて、人権を尊重する社会の実現は道半ばといえる。また、人権尊重社会の実現のための取組について、「学校教育・社会教育における人権教育を充実すること」が必要であると回答した割合は70.3%と最も多く、あらゆる場において人権教育を推進していくことが求められている。

今後も様々な人権問題に対応するため多様な学習機会を通して、人権尊重の理念について理解を深める取組を推進することが重要で、社会教育における人権教育を推進していくためには、関係各所で行われている人権教育・啓発の取組状況を理解し、今後の在り方を検討する必要がある。

そこで、これらの背景を受け、以下の目的のために調査研究を実施した。

- （1）栃木県内の各市町教育委員会社会教育主管課に対して、「社会教育における人権教育の取組状況に関する調査」を行い、人権課題の把握やその対応、人権教育に関する事業の実施状況、人権に関する社会教育指導資料の活用状況などの現状を把握する。
- （2）調査の分析から、社会教育における人権教育の今後の取組の方向性及び人権教育指導者育成の在り方について考察する。特に、学習機会の提供については、学習内容や学習方法等についてどのような在り方が望ましいか、県としてどのような支援・方策が望ましいか考察する。